

## 東京工業高等専門学校学年課程修了等の認定基準

「東京工業高等専門学校学業成績の評価及び学年課程の修了等に関する内規」第3条第2項及び第7条に基づく、学年課程修了の認定基準、卒業認定基準は、次のとおりとする。

- 1 第1学年から第4学年までにおける学年課程修了の認定基準は、次表に掲げる一般科目及び専門科目修得単位数以上で、かつ学年修得の単位数以上を基準とする。ただし、各学科において必修得としている科目は修得していなければならない。

## [学年課程修了の認定基準]

学科	課程	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年
全学科	一般科目	21	43	62	73	75
	専門科目	5	12	23	53	82
	学年修得	27	59	89	126	167

- 2 年度末退学者に限り、上記1の基準にかかわらず次の場合に学年課程修了を認定するものとする。
- (1) 第1、第2及び第4学年については、当該学年における修得単位数が17単位以上であること。
- (2) 第3学年については、累積修得単位数が77単位以上であること。
- 3 第3学年次に学年課程修了認定を受けられなかった者が、翌年の前期終了後から学年末までの間に大学等に進学する等の特別な理由により退学する場合に限り、退学時に上記2(2)で定めている累積修得単位数を満たしている場合は、第3学年の課程修了を認定する。
- 4 卒業認定基準(全課程修了認定基準)は、次の(1)から(3)までのすべてを満たすものとする。
- (1) 修得単位数は、一般科目75単位以上、専門科目82単位以上であり、かつ全課程で167単位以上であること。
- ただし、所属学科の適用される教育課程表に記載された必修得科目については、すべて修得していること。
- (2) 卒業研究が「合格」と認められていること。
- (3) インターンシップが「修了」と認められていること。
- 5 外国人留学生については、編入学した学科の1・2年次における開設科目のうち必修得科目と履修科目の合計単位数を一括して認定するものとする。
- 6 編入学生・転入学生については、入学した学科において当該入学生の入学前の学習記録に応じて適切な教育課程を編成し、教務委員会の審議を経て、入学した学年次までの開設科目のうち必修得科目と履修科目の合計単位数を一括して認定するものとする。
- 7 本認定基準は、平成30年度以降適用する。